

「投資信託運用会社の信頼向上に向けた取組み」に関する
協会への連絡について（案）

一般社団法人 投資信託協会

平成 29 年〇月〇日付、『「投資信託運用会社の信頼向上に向けた取組み」に関する周知等について』により、各社が「投資信託運用会社の信頼向上に向けた取組み」について掲載した箇所の URL を協会にお知らせいただくこととなりました。

つきましては、以下の要領にてご連絡いただきますよう、お願いいたします。

1. 連絡時期

「投資信託運用会社の信頼向上に向けた取組み」について、貴社が自社サイトに掲載された後にご連絡ください。

なお、既に掲載されているものにつきましては、年度内にご連絡ください。

2. 連絡方法

次のアドレスにご連絡ください。

xxxxxxx@toushin.or.jp

3. 連絡内容

貴社において、「投資信託運用会社の信頼向上に向けた取組み」として自社サイトに掲載されたものについて、

- ・その URL
- ・社名とご連絡いただいた方の部署名、お名前、ご連絡先（電話番号、e-mail アドレス）

を、ご連絡ください。

4. 考え方

投資信託運用会社の信頼向上に向けた取組みとして、例えば次のようなことが考えられますが、各社それぞれの考え方に応じて検討し、公表された取組みをご連絡下さい。

- 投資信託運営におけるガバナンスの向上等に向けた取組み
 - ・独立取締役（監査役）の就任、アドバイザー・ボードの設置等の態勢整備

- ・ 系列会社との間で独立性を確保するための取組み
 - ・ 系列以外で、販売会社からの独立性を確保するための取組み
 - ・ 利益相反管理に係る管理方針、回避に向けた態勢整備
 - ・ 組入銘柄の議決権行使に当たり、利益相反が存在し得る関係先議案等に対する対応方針
- 顧客（投資者）本位の商品開発・販売に関する取組み
- ・ 一般投資者の商品に関するニーズ把握のための取組み、態勢整備
 - ・ 投資者からの意見等に対応する態勢整備
 - ・ 報酬体系や分配金水準に関する外部意見の徴収に向けた態勢整備
- 運用力強化に向けた取組み
- ・ 調査力・運用力強化に向けた自社態勢整備
 - ・ 専門家や他社との提携
- その他
- ・ 国連責任投資原則等、各種原則への署名
 - ・ 社会貢献に向けた取組み
 - ・ 個別商品等の営業に結びつくものではなく、投資信託や確定拠出年金に関する一般的な啓発・普及活動、学校教育

など